別表六(二十一)

平三十・四・一以後終了事業年度分

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）はこの制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている場合には、この制度の適用がありませんので御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		1					
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	設備の名称	4					
	取得年月日	5	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7)－(8)	9					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 ((9)の合計)	10	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (13)－(14)－(別表六(十三)「19」)－(別表六(二十二)「15」)	17	円
	税額控除限度額 (10)×$\frac{7}{100}$	11			繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 (12)×$\frac{20}{100}$－(別表六(十三)「14」)	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑱」)	20	
	当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14			当期繰越税額控除額 (19)－(20)	21	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑲」)	15		法人税額の特別控除額 (16)＋(21)		22	
	当期税額控除額 (14)－(15)	16					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23)－(24)
	23	24	25
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			外　円
計		(19)	
当期分	(11)	(14)	外
合計			

設備の概要